

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五ヶ瀬町	内の口	令和4年3月24日	令和4年3月24日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

内の口地区では高齢化や後継者不足による労働力の低下によって生産活動や除草作業、水管理の負担が増えている。他にも未整備の農地、遊休農地・荒廃農地、鳥獣害被害の対策が求められている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

内の口地区は、中間管理事業を利用し農地の集積・集約を行った。今後は、中間管理事業を利用していない土地所有者と相談しながら、より集積集約を進める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

・耕作放棄地や遊休農地の増加を防ぐため、集落内において耕作ができなくなった農地を中心経営体や意欲的な農業者に集約できるよう、農地中間管理事業の制度を分かりやすく周知し、推進していく。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

・集落による鳥獣害対策(電気柵や金網柵の設置)に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

アンケート調査等による 将来の農地貸付け等の意向	貸付け等の区分(a)		
	貸付け	作業委託	売渡
内の口地区	20		40

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
		水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	内の口地区
認農		水稲、ナス	1.9 ha	水稲、ナス	1.9 ha	内の口地区
		水稲、牛	1 ha	水稲、牛	1 ha	内の口地区
認就		トマト	0.2 ha	トマト	0.2 ha	内の口地区
		水稲、ピーマン	1.8 ha	水稲、ピーマン	1.8 ha	内の口地区
認農		水稲、ピーマン	1.4 ha	水稲、ピーマン	1.4 ha	内の口地区
		水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	内の口地区
		水稲	1.4 ha	水稲	1.4 ha	内の口地区
認農		ピーマン	0.9 ha	ピーマン	0.9 ha	内の口地区
		水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	内の口地区
		水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	内の口地区
		水稲、ミニトマト	1.2 ha	水稲、ミニトマト	1.2 ha	内の口地区
		水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	内の口地区
		水稲	0.2 ha	水稲	0.2 ha	内の口地区
認農		水稲、ピーマン	0.9 ha	水稲、ピーマン	0.9 ha	内の口地区
		水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	内の口地区
		水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	内の口地区
		水稲	1.4 ha	水稲	1.4 ha	内の口地区
		水稲	1.3 ha	水稲	1.3 ha	内の口地区
		水稲、トマト	0.6 ha	水稲、トマト	0.6 ha	内の口地区
		水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	内の口地区
認農		水稲、トマト、ピーマン	0.7 ha	水稲、トマト、ピーマン	0.7 ha	内の口地区、坂狩地区
		水稲、ホオズキ	0.6 ha	水稲、ホオズキ	0.6 ha	内の口地区、坂狩地区
		水稲、ぶどう	0.9 ha	水稲、ぶどう	0.9 ha	内の口地区、坂狩地区
		水稲	0.2 ha	水稲	0.2 ha	内の口地区、坂狩地区
			ha		ha	
計	25人		23.7 ha		23.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。